



発行 新潟県

**第 24 号**

平成30年3月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

5 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則（港湾振興課）

告 示

289 自衛隊員の募集（市町村課）

290 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令及び新潟県国民健康保険法施行条例に規定する知事が定める数（国保・福祉指導課）

291 産業立地促進地域の指定（産業立地課）

292 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）

293 農業振興地域の区域変更（地域農政推進課）

294 換地処分（農地整備課）

295 換地処分（農地整備課）

296 換地処分（農地整備課）

297 新潟県土地利用計画の変更（用地・土地利用課）

298 道路の区域変更（道路管理課）

299 道路の供用開始（道路管理課）

300 道路の区域変更（道路管理課）

301 道路の供用開始（道路管理課）

302 道路の区域変更（道路管理課）

303 道路の供用開始（道路管理課）

304 道路の区域変更（道路管理課）

305 道路の供用開始（道路管理課）

306 河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される浸水深及び浸水の継続時間の指定（河川管理課）

307 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の一部改正（河川管理課）

308 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の一部改正（河川管理課）

309 都市計画の変更（都市政策課）

310 建築基準法第22条の規定による区域の指定等（建築住宅課）

雑 報

県営住宅等の管理の特例に係る公告（建築住宅課）

規 則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

**新潟県規則第5号**

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
<b>別表第4（第123条関係）</b>				<b>別表第4（第123条関係）</b>					
行政財産の使用料				行政財産の使用料					
区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）		
土地	(略)			土地	(略)				
	水管、下水道管、ガス管その他これに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	(略)		88	水管、下水道管その他これに類するもの	外径が0.15メートル未満のもの	(略)	79
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			110		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		100
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			230		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		210
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			590		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		520
		外径が1メートル以上のもの			1,100		外径が1メートル以上のもの		1,000
	その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	1,900		その他のもの（使用面積が5平方メートル未満のものに限る。）	(略)	1,700		
(略)			(略)						
備考 (略)				備考 (略)					

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第289号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成30年8・9月又は平成31年3・4月入隊）及び二等陸士として採用する陸上自衛官、二等海士として採用する海上自衛官、二等空士として採用する航空自衛官の募集を次のとおり行う。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
種 目	要員区分	採用予定数	
自衛官候補生	陸自男女 海自男女 空自男女	若干名 (平成30年8・9月又は 平成31年3・4月入隊)	平成30年4月1日(日)から 6月18日(月)まで
一般曹候補生	陸自男女 海自男女 空自男女	防衛省の計画による。 (平成30年9・10月又は 平成31年3・4月入隊)	平成30年3月1日(木)から 5月1日(火)まで

2 試験期日及び試験会場

試験期日		試験会場(予定)
自衛官候補生	○ 採用試験 平成30年6月30日(土) 7月1日(日) 2日(月) ※ 上記のうち1日間を指定 ※ 対象者：採用予定月の1日 現在18歳以上27歳未満の者 (在高校生を除く。)	○ 平成30年6月30日(土) 陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) ○ 平成30年7月1日(日) 2日(月) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)
一般曹候補生	○ 1次試験 平成30年5月26日(土) ※ 対象者：平成31年4月1日 現在18歳以上27歳未満の者 (在高校生を除く。)	○ 新潟地区 日本生命新潟駅前ビル11F 新潟美咲合同庁舎1号館7F ○ 長岡地区 長岡合同庁舎 (陸上自衛隊高田駐屯地(予備))
	○ 2次試験 平成30年6月27日(水) 28日(木) 29日(金) ※ 上記のうち1日間を指定	○ 平成30年6月27日(水) 28日(木) 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16) ○ 平成30年6月29日(金) 陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1)

3 応募手続き

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続きに関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部まで問い合わせること。

◎新潟県告示第290号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条、第16条及び第25条並びに新潟県国民健康保険法施行条例（平成29年新潟県条例第47号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条及び第19条により、次の表の左欄に掲げる係数等の平成30年度の数を、同表の右欄に掲げる数とする。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

省令第10条の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	1.0494552201964
省令第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999991744
省令第25条の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999972081
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.8725837626033
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.8641310488997
条例第19条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	0.8649479887926

## ◎新潟県告示第291号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
中郷区産業立地地域	上越市中郷区藤沢の一部 上越市中郷区板橋の一部	平成30年3月16日

## ◎新潟県告示第292号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、南魚沼市に係る南魚沼農業振興地域（平成20年新潟県告示第1335号）の区域を次のとおり変更する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更する地域の名称  
南魚沼農業振興地域

## 2 区域

南魚沼市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域  
（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び南魚沼地域振興局農林振興部で縦覧する。

## 3 変更年月日

平成30年3月27日

## ◎新潟県告示第293号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、長岡市に係る長岡農業振興地域（平成26年新潟県告示第452号）の区域を次のとおり変更する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更した地域の名称  
長岡農業振興地域

## 2 区域

長岡市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域

(図面省略)

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び長岡地域振興局農林振興部で縦覧する。

3 変更年月日

平成30年3月27日

---

◎新潟県告示第294号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、長岡市を地域とする県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業中之島中部地区に係る換地処分をした。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

---

◎新潟県告示第295号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理(ほ場整備「担い手育成型」)事業津有南部第2地区に係る換地処分をした。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

---

◎新潟県告示第296号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、南魚沼市を地域とする県営区画整理(経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」)事業城之入川地区に係る換地処分をした。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

---

◎新潟県告示第297号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により定めた新潟県土地利用計画(平成29年3月新潟県告示第387号)を次のとおり変更する。

なお、変更後の土地利用基本計画図は、新潟県土木部用地・土地利用課及び関係市町村において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県土地利用基本計画図の変更

1 都市地域について次の区域を縮小する。

区域	面積(ヘクタール)
----	-----------

新潟県全ての都市地域の一部	5
---------------	---

2 農業地域に次の区域を追加する。

区域	面積(ヘクタール)
----	-----------

南魚沼市の一部	15
---------	----

3 農業地域から次の区域を縮小する。

区域	面積(ヘクタール)
----	-----------

長岡市の一部	39
--------	----

南魚沼市の一部	43
---------	----

4 森林地域について次の区域を拡大する。

区域	面積(ヘクタール)
----	-----------

新潟県全ての森林地域の一部	9
---------------	---

5 森林地域から次の区域を縮小する。

区域	面積(ヘクタール)
----	-----------

胎内市の一部	1
--------	---

上越市の一部	1
--------	---

糸魚川市の一部	1
---------	---

---

◎新潟県告示第298号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 押切停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市池之島字東川原2020番から 同市大曲戸新田字村下631番6まで	新	11.0～19.0メートル	1,622.8メートル
長岡市池之島字東川原2019番から 同市大曲戸新田字村下631番6まで	旧	5.0～15.8メートル	1,635.2メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更

◎新潟県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 押切停車場線
- 2 供用開始の区間  
長岡市池之島字東川原2020番から同市大曲戸新田字村下631番6まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月27日

◎新潟県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市中条甲795番4から 同市中条甲827番1まで	新	9.8～17.4メートル	149.3メートル
	旧	9.8～10.8メートル	149.3メートル

◎新潟県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 117号

- 2 供用開始の区間  
十日町市中条甲795番4から同市中条甲827番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月27日

## ◎新潟県告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大島区嶺字向山2611番1から	新	13.0～120.0メートル	22.2メートル
同市大島区嶺字向山2620番6まで	旧	13.0～120.0メートル	22.2メートル

## ◎新潟県告示第303号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 大潟高柳線
- 2 供用開始の区間  
上越市大島区嶺字向山2611番1から同市大島区嶺字向山2620番6まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月27日

## ◎新潟県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢北条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字上馬場字中平1284番1から	新	7.0～15.4メートル	217.8メートル
同市大字上馬場字中平1233番3まで	旧	4.5～12.6メートル	217.8メートル

## ◎新潟県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 上小沢北条線
- 2 供用開始の区間  
妙高市大字上馬場字中平1284番1から同市大字上馬場字中平1233番3まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 3月27日

◎新潟県告示第306号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成30年 3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川  
信濃川水系 正善寺川  
                  渋江川
- 2 指定年月日  
平成30年 3月27日

◎新潟県告示第307号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（平成29年6月新潟県告示第755号）の一部を次のとおり改正する。

平成30年 3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。 1 浸水想定区域を定める河川 荒川水系 荒川（指定区間） 阿賀野川水系 阿賀野川（指定区間）	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。 なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。 1 浸水想定区域を定める河川 荒川水系 荒川（指定区間） 阿賀野川水系 阿賀野川（指定区間） <u>関川水系</u> <u>渋江川</u>
2 (略)	2 (略)

◎新潟県告示第308号

河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定（平成29年6月新潟県告示第757号）の一部を次のとおり改正する。

平成30年 3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川の浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めた。



<p>なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。</p> <p>1 浸水想定区域を定める河川</p> <p>二級河川 胎内川水系 胎内川</p> <p>2 (略)</p>	<p>なお、関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局において縦覧に供する。</p> <p>1 浸水想定区域を定める河川</p> <p>一級河川 関川水系 正善寺川</p> <p>二級河川 胎内川水系 胎内川</p> <p>2 (略)</p>
--	--

### ◎新潟県告示第309号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

都市計画の種類

長岡都市計画区域区分

### ◎新潟県告示第310号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条に規定する区域を、次のとおり指定及び解除する。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局建築住宅課及び南魚沼市役所において縦覧に供する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米山 隆一

1 施行年月日

平成30年3月27日

2 指定する位置及び区域

南魚沼市浦佐、市野江、一村尾、九日町及び今町の各一部の区域

3 解除する位置及び区域

南魚沼市五日町、寺尾、余川、美佐島、小栗山、六日町、坂戸、東泉田、吉里、思川、片田、竹俣、塩沢、泉盛寺、天野沢、権野沢、権野沢新田、大沢、君沢、下一日市、宮野下、万条新田、姥島新田、関、上野、石打及び舞子の各一部の区域

## 雑 報

### 県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第1項の規定により、公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月27日

新潟県住宅供給公社理事長 岡村 均

1 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称  
新潟県住宅供給公社

2 事業主体に代わって管理を行う公営住宅及び共同施設の名称  
新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）に規定する新潟市に所在する県営住宅及び共同施設

3 事業主体に代わって行う公営住宅及び共同施設の管理の内容  
法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて県営住宅及び共同施設の管理を行うこと。

4 事業主体に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで